



TACHIBANA ELETECH

## 日亜化学からの特許侵害訴訟、控訴審でも勝訴

——「特許侵害ない」と知的財産高等裁判所判決、控訴棄却——

株式会社立花エレテック（東証・大証一部上場、本社・大阪市西区、渡邊武雄社長 以下「当社」）は、7月11日、日亜化学工業株式会社（本社・徳島県阿南市、小川英治社長 以下「日亜化学」）により特許権侵害で訴えられていた訴訟の控訴審で、第一審に続き、全面的に勝訴いたしました。日亜化学の訴えは、根拠を欠くとして1月31日、東京地裁が請求を棄却しましたが、同社が控訴。控訴審においても控訴が棄却され、当社の主張が認められました。

### 【提訴内容と事実】

日亜化学は2011年10月4日、当社が台湾エバーライト・エレクトロニクス社（以下、「エバーライト社」）製の白色LED（発光ダイオード）製品を輸入販売し、日亜化学が保有している特許権（登録番号4530094号）を侵害しているとして、当社に対し、該当製品の在庫を廃棄し、損害賠償金50万円を支払うよう求める2件の特許侵害訴訟を東京地裁に提訴しました。

当社は、日亜化学が特許侵害と主張する製品を含め、エバーライト社の白色LED製品を販売した事実はなく、また、販売の申し出をした事実もありません。日亜化学は当社に対し、特許侵害と主張する製品を販売したり、販売の申し出をした事実がないかどうかの調査を行わずに、提訴しました。

### 【裁判の経緯】


当社は、「提訴の根拠となる事実確認もしないまま不当な訴えを受けた」とし、全面的に争いました。これに対し日亜化学は、当社の企業ホームページにはエバーライト社ホームページへのリンクが張られているとし、そのことを主な根拠に、特許侵害と主張する製品についても販売の申し出をしていると主張しました。しかし、該当製品を当社が輸入・販売した事実は一切ないため、東京地裁は日亜化学の請求を棄却しましたが、2月12日、同社は知的財産高等裁判所に控訴していました。

### 【当社の見解】

技術商社を標榜する当社は、QSE（品質安全環境管理）室内に知的財産管理担当を設置しており、知的財産権に関する法令の遵守に努めています。一方で根拠のない権利行使を行い公正な競争を妨げるような特許権者に対しては、決して妥協せず毅然とした対応をしていく所存です。

日亜化学の根拠なき訴え及び当該提訴に伴うプレスリリースの内容は、当社の信用を著しく損なう行為であり、不法行為ないしは営業誹謗行為に該当し得ると考えております。

本件に関するお問合せ先

 株式会社立花エレテック 〒550-8555 大阪市西区西本町1-13-25  
総務部長 松橋澄 (TEL: 06-6539-2718) matsuhashi@tachibana.co.jp